

## 「金融機関の防犯基準」の改正について

### 1 改正に至る経緯

金融機関を対象とした強盗に対する防犯対策については、平成11年10月に策定した防犯基準に基づき防犯指導等を行ってきたところであるが、近年、偽造又は窃取されたキャッシュカードを用いて、ATM（現金自動預支払機）から預貯金を不正に引き出す窃盗事件が増加するとともに、ATMに隠しカメラやスキマー（カード磁気情報読取機）が取り付けられ、一部で預貯金が不正に引き出される窃盗事件が発生するなどしたことから、強盗の防犯対策と併せて、カード犯罪に対する被害防止対策の推進が必要な状況となってきた。

こうした状況にかんがみ、関係省庁及び金融機関関係団体から意見を聴取するなどして、当該防犯基準の改正を行った。

### 2 主な改正点

#### (1) 防犯カメラについて

- ATMコーナーにおける設置方法
- 撮影性能の確保、維持
- 記録媒体の適正な保存

#### (2) カード犯罪の被害防止について（新規）

- ATMの定期的な点検
- ATM操作画面の覗き見防止措置
- 取引限度額の引き下げと預金者による設定
- 異常な取引のモニタリング
- ICキャッシュカード、生体認証の導入
- 預金者への注意喚起

### 3 今後の対応等

金融機関等の関係機関・団体に対して、改正した防犯基準に沿った防犯対策の推進を要請するとともに、各都道府県警察に対して、金融機関等の防犯責任者等との連携を密にした本防犯基準の普及を指示することとしている。